

研究倫理規程

制定 2015(平成27)年3月7日
2015(平成27)年度第4回理事会

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本会」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、本会の研究活動に関わる会員が遵守すべき事項を定めるものとする。なお、本規程における研究活動とは、研究の実施と公開の場におけるあらゆる活動とする。

(諸規程との関係)

第2条 本規程は、会員の研究倫理を定めるものであり、研究論文発表や発表投稿に関する規程等は別にこれを定めるものとする。

第2章 学会の責務

(倫理委員会の設置)

第3条 本会は、本規程の目的を達成するため、本会内に倫理委員会を設置する。なお、倫理委員会の設置および運営については、別に定める「倫理委員会規程」によるものとする。

(啓蒙・啓発)

第4条 本会は、必要に応じて研究倫理に関する啓発および研究倫理教育を実施し、会員が本規程を遵守し誠実に行動するよう周知する。

(不正行為への措置)

第5条

本会は、不適切な行為が懸念される場合、または認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置をし、その説明責任を果たす。

(不服申し立てと申し立て者の保護)

第6条

倫理委員会により、本規程に違反したと認定された会員は、あらかじめ定めた期間内に不服を申し立てることができる。本会は、申し立てを理由に申し立て者に不利益が生じないような配慮を行う。

第3章 本会の研究活動に関わる会員の責務

(基本的人権の尊重)

第7条 会員は、研究に関わる者の基本的人権を尊重する。

(プライバシー保護)

第8条 会員は、研究活動において知り得た関係者のプライバシーの保護に留意する。

(研究データの扱い)

第9条 会員は、研究データの提供を受ける場合には、データの提供元となる機関または調査協力者から同意を得る。また、そのデータの取り扱いに注意する。

(研究データの管理)

第 10 条 会員は、データの再確認や再検証、開示要求に対応できるよう、適切な方法で、収集したデータを管理する。

(不正行為の禁止)

第 11 条 会員は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。

(研究者および著者情報)

第 12 条 会員は、研究の公開にあたり、共同研究者や共著者の名を連ねる際は、必ず同意を得る。

附 則

この規程は、2015(平成 27)年 4 月 1 日から施行する。

以 上